

平成30年度 神奈川県任期付職員（東日本大震災の被災地への派遣職員）
の採用選考のお知らせ

東日本大震災から8年が経過しようとしています。被災地では、様々な分野において、復旧・復興業務に携わる自治体職員が今なお不足しています。そこで、神奈川県では、東日本大震災の被災地の復旧・復興業務に携わる任期付職員を募集します。

この採用選考は、行政機関又は民間企業等で培った専門的知識や実務経験を有する方を神奈川県が採用した後、被災地（岩手県、宮城県、福島県のいずれかの県又は市町村の機関）に派遣し、復旧・復興業務に従事していただくために実施するものです。

専門的知識や実務経験を有し、即戦力として被災地の復旧・復興にご尽力いただける方の応募をお待ちしています。

1 分野、採用予定者数、主な職務内容、派遣予定先、職

分野	採用 予定者数	主な職務内容	派遣予定先	職
一般事務 (用地・事務支援)	9名 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得に係る交渉、登記、補償業務 ・被災跡地利活用に係る事業推進、管理等業務 ・ほ場整備や被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地に関する業務 ・農業再開に向けた集落営農ビジョン等の策定業務 	<ul style="list-style-type: none"> ①岩手県宮古市、陸前高田市 ②宮城県の地方機関 ③宮城県石巻市、気仙沼市、松島町、女川町 ④福島県浪江町 	主 査 級 以 下
総合土木	48名 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、下水道、橋梁、河川、港湾、漁港、公園等の整備及び維持管理に係る工事設計、施工監理、監督、復興交付金事業等に関する業務 ・農地整備、林道整備に係る工事設計、施工監理、監督、復興交付金事業に関する業務 ・上水道敷設整備に係る工事設計、施工監理等に関する業務 ・区画整理工事に係る設計、施工監理、換地計画等業務 ・除染に係る仮置場管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ①岩手県の地方機関 ②岩手県宮古市、陸前高田市 ③宮城県の本庁又は地方機関 ④宮城県石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、松島町、南三陸町 ⑤福島県の本庁又は地方機関 ⑥福島県南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、新地町、浪江町、飯舘村、川内村 	

分野	採用 予定者数	主な職務内容	派遣予定先	職
電気	3名 程度	・防潮堤に係る水門、陸閘自動閉鎖システムの整備業務 ・公共施設等の災害復旧・復興事業等に係る設計、積算、監理等に関する業務	①岩手県の地方機関 (大船渡市内) ②宮城県気仙沼市 ③福島県相馬市	主 査 級 以 下
埋 蔵 文化財	4名 程度	・復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査業務	①宮城県多賀城市、 岩沼市	
保健師	4名 程度	・被災者、生活再建者等の健康づくりに関する支援業務、地域住民の健康診断、保健指導、訪問指導、健康づくり事業の実施 ・母子保健、成人保健等業務、町民の健康相談・救護等保健事業業務、仮設住宅、借上住宅居住者、その他住宅在宅者等の健康支援業務 ・乳幼児や妊婦、成人、高齢者、障がい者を含め、避難住民及び帰還住民の健康に関する各種指導等の業務	①宮城県女川町 ②福島県南相馬市、 双葉町（いわき事務所又は郡山支所）、 葛尾村	
合 計	68名 程度			

※ 採用予定者数、職務内容、派遣予定先については、一部変更となる場合があります。

※ 申込は、上記表のうち1分野に限ります。申込後の分野の変更はできません。

※ 採用後は、地方自治法第252条の17の規定により派遣され、派遣先自治体の職員の身分を併任します。神奈川県内での勤務は予定していません。

2 任期

平成31年4月1日～平成32年3月31日

※ 派遣予定先の状況等により、採用時期が変更となる場合があります。

※ 復興業務の進捗状況、派遣先団体の要請等を踏まえて、採用された日から5年以内の範囲で任期の更新を行う場合があります。（任期の更新を保証するものではありません。）

3 応募資格

次のすべての要件を満たす方が応募できます。（年齢、学歴は不問です。）

(1) 平成31年1月1日現在において、下表に記載する応募要件に該当する方

分野	応募要件
一般事務（用地 ・事務支援）	・行政機関において、「主な職務内容」に関する業務の実務経験を3年以上有する方
総合土木	行政機関や民間企業等において、道路、河川、海岸、港湾施設、農地・農業施設、漁港・海岸施設、除染等の土木工事に係る設計、積算、監督施工監理等に関する業務の実務経験を3年以上有する方（実務経験には、現場作業、地質調査測量、造園の植栽工事等の業務は含みません。）

電気	行政機関や民間企業等において、建築物等における電気設備の設計、積算、監督施工監理等に関する業務の実務経験を3年以上有する方
埋蔵文化財	学校教育法による大学(短期大学を除く)又は大学院において、考古学又はこれに類する科目を履修し、卒業又は修了した者で、次のいずれの要件も満たす方 ア 発掘調査の実務経験 イ 発掘調査報告書の作成実績 ウ 現場責任者として発掘調査に携わった経験
保健師	保健師の免許を有する方

※ 資格・免許については、平成31年3月末までに資格取得見込みの方も受験できますが、取得できなかった場合には採用されません。

※ 「実務経験」とは、公務員、会社員、自営業者等として、常勤で6ヶ月以上継続して当該業務に従事していた期間が該当し、非常勤のアルバイト、パートタイマーとしての経験は含まれません。

(2) 普通自動車運転免許を保有し、運転できる方

(3) 日本国籍を有する方

ただし、次のいずれか一つに該当する方は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募手続

(1) 受付期間

平成30年12月3日(月)から平成30年12月27日(木)まで(必着)

(2) 申込方法

受験希望者は、次の書類各1通を「12 問合せ先」に記載した提出先あて持参又は郵送(平成30年12月27日(木)必着)してください。

※ 郵送の場合は、簡易書留で郵送してください。(簡易書留で郵送しない場合の郵便事故等については一切考慮しません。)

(持参の場合、受付は土、日曜日、祝日を除く8:30~17:15)

※ 封筒の表には、「任期付職員選考申込書在中」と**朱書き**してください。

(提出書類)

ア 神奈川県任期付職員選考申込書(様式1)

イ 職務経歴・実績書(様式2)

ウ 応募論文(様式3)

エ 派遣先意向及び業務経歴調書(様式4)

オ 最終学歴の卒業(修了)証明書

(卒業証書等の写しではなく、**証明書(原本)**を提出してください。)

カ 業務内容に関連する資格がある場合は、合格証書の写し

(3) その他

- ア 神奈川県任期付職員選考申込書等は、下記URLからダウンロードできます。
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/s6d/30saiyou_hisaichi.html
- イ 提出書類については、返却しませんのでご了承ください。
- ウ 提出書類は、すべて日本語で記載してください。
- エ 提出書類に虚偽の記載があると、合格しても採用されないことがあります。

5 選考方法

区 分		内 容
第一次選考	書類審査	職務経歴・実績書及び論文等の内容に基づき、適性等を審査します。
第二次選考	面接	人物・性向、必要な専門知識、職務遂行能力等について審査します。

※ 第二次選考は、書類審査に合格された方に対して実施します。

6 第二次選考

区 分	予 定	場 所
第二次選考	平成31年1月20日（日）	神奈川県庁内

※ 集合時間及び場所については、第一次選考の合格者に文書で通知します。

7 合格者の発表及び選考結果の開示

区 分	予 定	開示対象	開示内容
第一次選考結果	平成31年1月中旬	不合格者	総合ランク
第二次選考結果	平成31年2月上旬	受験者全員	

※ 可否にかかわらず文書で通知します。

※ 選考結果の開示を希望する方は、合否通知と同時に文書で通知しますので、選考申込書の該当欄に記入してください。

※ 最終合格者は、採用候補者名簿に登録されます。採用候補者名簿は、原則として平成32年3月31日を経過すると失効します。

8 健康診断

最終合格した方については、胸部疾患等についての医学的検査を行います。

(本人が直接医療機関等で受診し、合格後にお送りする「健康診断書」及びX線フィルム(CD-ROM可)を提出していただきます。)

9 給与

「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、採用前の職務経験等を勘案して決定します。(行政職給料表(1)適用の場合の給料月額(平成30年12月1日時点):職務経験により389,800円まで)その他、給与改定等によって変更されることがあります。

支給要件に該当する場合には、災害派遣手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※ 社会保険は、公務員共済組合の適用となります。公務員共済組合から支給される退職共済年金を受けている場合は、在職中、原則として支給されません。

10 服務等

任期の定めのない一般職員と同様に、地方公務員法等の規定が適用されます。

※ 任期中は、営利企業への従事は認められませんので、採用期日までに退職、役員退任等の手続を終了する必要があります。

※ 勤務時間、休暇、服務については、派遣先自治体の規定が適用されます。

※ 年1回程度、業務報告のため神奈川県庁への出張を予定しています。

11 住居等

希望により、派遣先自治体及びその周辺地域において、住宅(仮設住宅、民間賃貸住宅等)が用意される予定です。(派遣先の自治体により異なります)

住居移転に要する経費、居住に係る経費等の負担区分については、派遣先自治体の規定に基づきます。

12 問合せ先

申込書類の提出先(選考手続・業務内容に関する問合せ)
神奈川県くらし安全防災局防災部 災害対策課 支援調整グループ 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話 (045) 210-5945

※ 採用全般、制度等についての問合せ先

神奈川県総務局組織人材部 人事課 人事グループ

電話 (045) 210-1111 (内線 2169)

【県庁案内図】



申込書類の提出先は、「第二分庁舎」5階の
「くらし安全防災局防災部 災害対策課 支援調整グループ」です。